

自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務委託業務
受託候補者選定に係る評価要領

(目的)

第1条 この評価要領は、歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会設置要綱第3条の規定により受託候補者を選定するために行う評価について必要な事項を定める。

(評価方法)

第2条 歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）は、企画提案者から提出された企画提案書等の書類に基づいて評価する。また、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合がある。

(評価基準)

第3条 企画提案書の評価は、別紙1「自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務」受託候補者選定に係る審査基準により行うものとする。

(評価点)

第4条 各評価項目の評価点は、前項に規定する評価項目ごとの評価に応じて定めた基準とし、別紙2「選定評価シート」により評価を行う。

2 委員会は、各委員の評価点の合計値を企画提案者の評価点とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、決定の日から施行する。